

## 健康保険法の一部改正等について(お知らせ)

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法の一部改正等に伴う様式の変更について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 住民票住所の届出の義務化について

令和5年11月30日付厚生労働省通知により、同年12月8日以降、加入員の方の「住民票住所」の届出が必須となりました。これにより、資格取得届、被扶養者(異動)届には「住民票住所」の記載が必要となります。

健康保険組合としては、被扶養者認定の判断や健康診断等の保健事業などのために、引き続き「居所(現住所)」の届出も必要です。資格取得届、被扶養者(異動)届とも、住民票住所と居所が異なる方については、両方を記載してください。

なお、すでに資格取得している方、被扶養者として認定されている方については今回、届出は不要です。ただし、今後「住民票住所」及び「居所」に変更があった場合は、いずれの場合も「住所変更届」を提出してください。

この改正に伴い、資格取得届、被扶養者(異動)届、住所変更届の様式を変更いたしますので、12月8日以降は新様式で届出いただきますようお願いいたします。

\* 今回のご案内及び新しい申請様式については、当健康保険組合ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

\* 書式等の送付を希望される場合やご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL : 06-6385-2851